

## 国道168号他 道路標識調査・台帳作成業務委託 特記仕様書

### 1. 総則

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月、奈良県県土マネジメント部）」（以下「委託必携」という）によるものとする。

○業務名：国道168号他 道路標識調査・台帳作成業務委託

○業務番号：第817-委2号

○業務期間：契約締結日の翌日から令和7年3月21日

○業務場所：奈良県全域

### 2. 業務目的

奈良県では、道路標識についてそれぞれ台帳を作成し、県独自のシステムに登録することで管理を行っている。しかし、その一部において台帳と現地状況に齟齬が生じていることが課題となっている。

本業務では、県が管理する道路における道路標識の設置状況について、デジタル技術を積極的に活用した調査を行い、その調査結果を基に台帳を作成することを目的とする。

### 3. 業務対象

#### 1) 標識調査

奈良県が管理する道路約2,000kmに設置された道路標識（※） N=約3,000基

#### 2) 台帳登録

1) において調査した道路標識および県管理道路以外に設置されている（例：市町村管理道路を占用している）道路標識（※） N=3,100基

ただし、標識数量は想定であり調査の結果、対象数量に変更が生じる場合は発注者と協議を行うものとする。

※道路標識設置基準に定める案内標識及び警戒標識（公安委員会が設置したものを除く）

### 3. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務の着手にあたり、業務の目的及び趣旨を的確に理解した上で業務実施体制、業務工程など、業務実施に係る計画を策定し、業務計画書にまとめること。

#### (2) 道路標識調査

対象区間を走行し設置されている道路標識の調査を行い、その結果をとりまとめること。調査は対象区間の上下線にわたって実施するものとする。なお、奈良県が管理する道路には車両の進入が困難な大規模自転車道が約35km含まれるが、それについても調査を行うものとする。県管理道路に関する情報は発注者から提供（管内図、道路網図等）するものとするが、受注者においても確認を行う

こと。

調査にあたっては新技術（NETIS）等のデジタル技術を積極的に活用するものとする。また、画像または映像の走行記録を発注者に提出するものとし、その記録は対象区間をすべて走行し調査を行ったことがわかるものであること。

### （3）道路標識台帳作成

（2）で行った調査結果を基に、道路標識台帳を作成すること。台帳の作成は奈良県が保有するシステムに登録を行うことを想定しており、登録方法は別添のマニュアルに沿って行うものとする。なお、台帳に入力する項目は以下を想定しているが、これら以外の項目を入力することを妨げるものではない。なお、発注者が貸与する占有関係資料から管理者の確認を行うこと。

また、上記に加え、発注者が貸与する占有関係資料から、（2）で行った調査の範囲外（例：市町村管理道路等）に設置されている県が管理する道路標識についても台帳の作成を行うこと。

- ・位置情報
- ・管理者（県、国または市町村）
- ・写真（盤面レイアウトや表示された文字・数字等のわかるもの）
- ・標識種別（108系 等）
- ・支柱形式（※）

※「小規模附属物点検要領（平成29年3月、国土交通省道路局）」による区分。

また、作成した台帳と既存の台帳について突き合わせを行い、既存の台帳がある場合は上記項目について更新を行うこと。既存台帳については、発注者から一覧表等の提供を行う。

### （4）打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とする。ただし、中間打合せは、担当職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。なお、打合せ協議は、原則として対面によるものとするが、やむを得ない事情がある場合や新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止として、ウェブ会議等にて行うこともできる。

### （7）報告書作成

業務内容を取りまとめた報告書を作成する。

## 5. 成果品の提出

業務の成果品は次のとおりとする。

- 1) 報告書A4簡易ファイル製本：1部
- 2) 道路標識台帳：一式（システムに登録したものを出力）
- 2) 1) 及び2) の電子媒体（元ファイルとPDF形式）CD-R：2枚

3) 業務で作成・取得したデータ：一式 (Shapefile 等の汎用的な形式とすること)

## 6. その他

- (1) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (2) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正しなければならない。また、成果引き渡し後1年以内に標識台帳の登録に脱漏等があった場合には、受注者の責において修正しなければならない。
- (3) 本仕様書及び委託必携に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。